

# 令和5年度 太子町障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年7月1日策定

## 1. 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の確保並びに障がい者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図ることをもって、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図ることを目的とする。

## 2. 用語の定義

本調達方針の用語の意義は、障害者優先調達推進法の定めるところによる。

## 3. 適用の範囲

本方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進は、本町のすべての組織における物品及び役務を対象とする。

## 4. 対象となる施設等

本方針の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項に規定する以下の施設等とする。

- ①障がい者支援施設
- ②地域活動支援センター
- ③障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- ④障がい者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- ⑤国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- ⑥障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- ⑦在宅就業障がい者
- ⑧在宅就業支援団体

## 5. 調達目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達については、この方針の目的に沿うために、本町のすべての組織において鋭意検討のうえ、調達実績が前年度を上回るよう、推進に努めるものとする。

## 6. 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び太子町財務規則（平成元年太子町規則第1号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約により契約を締結するものとする。なお、その事務手続きについては、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うよう行うものとする。

## 7. 調達実績の集計、公表

本方針による調達実績については、毎年度集計し、その概要を本町ホームページ等において公表するものとする。

## 8. 推進体制

本町は、施設等からの物品等の調達の推進が円滑に行えるよう、庁内体制を構築し、本町のすべての組織の連携を図る。

## 9. その他

この方針に定めるもののほか、この方針の施行について必要な事項は、別に定める。